

第 12 回国立国会図書館契約等監視委員会議事概要

開催日及び形式	令和 4 年 11 月 29 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分 Web 会議システムによるオンライン開催	
委員長及び委員	委員長 石田 晴美（文教大学経営学部教授、公認会計士） 委員 稲垣 隆一（弁護士） 委員 木村 琢磨（千葉大学大学院社会科学研究院教授） 委員 布施 伸枝（公認会計士）	
議事の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札及び契約に係る手続の運用状況の報告 ・ 抽出結果の報告 ・ 抽出案件の説明及び審議 	
審議対象契約期間	令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日	
抽出案件	5 件	（備考）総数 266 件
競争入札（工事）	1 件	契約件名：東京本館階段通路誘導灯等改修工事（令和 4 年度） 契約相手方：日本電設工業株式会社 契約金額：21,450,000 円 契約締結日：令和 4 年 9 月 5 日 担当部局：総務部会計課
競争入札（物品役務）	3 件	契約件名：国内刊行図書（学術一般分野等：その 1）の原資料からの電子化 1 式 契約相手方：三井倉庫ビジネスパートナーズ株式会社 契約金額：115,192,000 円（単価 77 円/1 コマ） 契約締結日：令和 3 年 10 月 21 日 担当部局：総務部会計課
		契約件名：本庁舎で使用する電気 契約相手方：東京電力エナジーパートナー株式会社 契約金額：145,885,112 円 契約締結日：令和 4 年 4 月 1 日 担当部局：総務部会計課
		契約件名：国立国会図書館関西館庁舎で使用する電気 契約相手方：関西電力株式会社 契約金額：59,756,804 円 契約締結日：令和 4 年 4 月 1 日 担当部局：関西館総務課
随意契約（物品役務）	1 件	契約件名：A0 対応スキャナ 1 式の購入 契約相手方：株式会社マイクロテック 契約金額：10,450,000 円 契約締結日：令和 4 年 1 月 17 日 担当部局：総務部会計課
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告	なし	

別紙

主な意見・質問	回答等
【東京本館階段通路誘導灯等改修工事（令和4年度）】	
<p>・落札率が高いが、予定価格の算定はどのように行ったのか。</p> <p>・入札参加者が2者と少ないが、競争が働いていると言えるのか。誘導灯の改修工事は特別な技術が必要な困難な工事なのか。</p> <p>・本工事で競争参加資格の等級をAランクとした理由はなぜか。</p> <p>・工事を分割して規模を小さくし、競争性を持たせることはできなかったのか。また、その検討はしたのか。</p> <p>・総合評価の評価に関する基準における施工実績について、国立国会図書館、衆議院及び参議院での実績があると配点が高くなっているのは、何か根拠があるのか。</p> <p>・総合評価の評価に関する基準における施工実績について、国土交通省は工事の数が多いため同省の実績に限定することは分かる。一方で、国立国会図書館が、同館、衆議院及び参議院での実績に限定しているのは、対象となる工事がかなり限られることになり、適切ではない。</p> <p>・総合評価の評価に関する基準について、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験のところは、配点が厳しすぎるのではないか。</p> <p>・一括発注と分割発注については、分割より一括にした方が経費が下がるという考え方もある。前例を踏襲するのではなく、分割にするか一括にするかを都度検討するようにしていただきたい。</p> <p>・本件に限らず、調達手続を検討する際には、過去の取組や他機関での取組だけを根拠に判断してはいけない。国立国会図書館として規定の解釈を行った上で、適切な手法を採用すべきである。</p>	<p>・3者から参考見積りを徴取し、最も安価な見積りを基に査定を掛けて積算した。</p> <p>・誘導灯は電灯設備の1つで、工事自体は電気工事会社であれば対応が可能である。</p> <p>・工事の金額規模で等級が決まる。本工事は総合評価の規模であり、A等級が該当するところ、参加資格をA等級とB等級で設定した。</p> <p>・分割することは不可能ではないが、複数に分けると複数者分の経費がかかってくるため、経費率が上がってしまう場合がある。本工事については、前回は一括での工事を実施していたため、分割の検討はしなかった。</p> <p>・他省庁の例として、国土交通省の評価項目においても、国土交通省工事での実績、工事成績相互利用機関の実績、その他の実績で配点を分けている。</p> <p>・指摘項目の配点については、見直しを検討する。</p>

【国内刊行図書（学術一般分野等：その1）の原資料からの電子化 1 式】

<ul style="list-style-type: none"> ・本件含め、「国内刊行図書（学術一般分野等）の原資料からの電子化」という同一名称の調達がある。この3件は予定価格も同一となっているが、分割して入札している理由を教えてください。 ・予定価格の算出方法を説明いただきたい。 ・今回3つに分けたものをさらに細かく分割すると、他の業者も参入してくると想定されるか。 ・電子化の作業は、印刷などを行っている業者であれば、特段必要な機材はないか。 ・前回の本委員会で扱った電子化の案件では、社会福祉法人等も入札に参加してきたようだが、今回はそのような小規模な事業者が入札に参加しなかったのはなぜか。 ・小規模な事業者に対し、どの程度参加の可能性があるかヒアリングをした上で、小規模な単位に分けて入札するのも良いと思う。場合によっては、国立国会図書館が必要機材を購入して貸し出すという選択肢もあるように思うが、いかがか。 ・今後も電子化を進めていくのであれば、新しい事業者が参加でき、競争性を確保できるように、調達規模の大小や納期等の知見を積み重ねていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件含めた3件は、複数落札入札制度によって調達した「国内刊行図書の原資料からの電子化」（第11回国立国会図書館契約等監視委員会の抽出案件ウ）で残ったコマ数分の作業として発注した。分割した理由は、当館側で実施する進捗管理や品質検査などを踏まえて、管理可能な単位にしたからである。また、他の事業者が参入しやすくするために、受託者要件を下げたという面もある。 ・前回の複数落札入札制度によって調達した電子化の実績から算出した価格と、同制度で落札した3者から新たに徴取した参考見積りを比較して、最も安価なものを予定価格として採用した。 ・さらに分割して調達すれば他の業者が入る可能性はあると思うが、受託者が増えると職員側の管理に限界が来るため、これ以上増やすことは難しいと考える。 ・資料を傷めないで撮影できるブックスキャナなどの特別なスキャナが必要になるため、印刷事業者ならどこでも参加できるものではないと考えている。 ・本件は、大きな調達規模ではなかったものの、10月に契約して年度末に納品するというスケジュールであり、納期が厳しかった面があったと思われる。 ・今後、検討していきたい。
--	---

【本庁舎で使用する電気】

<ul style="list-style-type: none"> ・電力小売事業が自由化され、一般競争入札で調達しているにもかかわらず、入札参加者が1者であった理由をどのように考えているか。 ・分割請求書の発行や環境配慮に基づく提出書類（適合証 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札関係の資料を配布したが入札に参加しなかった事業者にヒアリングしたところ、環境配慮に基づく提出書類（適合証明書）の条件を満たさない、館内業者負担に係る分割請求書の発行ができない、というのが不参加の理由であった。 ・分割請求書については、前年度2者の応札があったた
--	--

<p>明書) は、参入障壁になっているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性を阻害しているのであれば、分割請求書の発行と環境配慮に基づく提出書類の条件を見直すべきではないか。 ・本件に限らず、競争性の確保と、競争に対する制限が合理的であるか否かへの配慮は、発注者側がしなければならない。 	<p>め、本件も複数の応札者があると見込んでいた。適合証明書については、環境省が基準を定めているため、当館でコントロールできるものではないが、前年度実績の条件をクリアできず入札に参加しなかった事業者があったと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割請求書の発行については、次年度の調達に向けてすでにその条件を取り外した。環境配慮に基づく提出書類については、条件の緩和ができるかを今後検討していきたい。
<p>【国立国会図書館関西館庁舎で使用する電気】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・旧一般電気事業者の約款を参考にするだけでなく、新電力の約款も踏まえて予定価格を設定してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新電力の約款はほとんど公表されていないと認識しているが、今後検討していきたい。
<p>【A0 対応スキャナ 1 式の購入】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、複数事業者が供給しているスキャナの調達だと思うが、不落随契となった理由と事後にどのような調査を行ったのかを確認したい。 ・本件は、購入が前提でリースでの調達は考えていなかったのか。 ・物品の調達に際しては、購入を前提とするのではなく、リース契約を含めた幅広い選択肢から適した方法を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内メーカーの製品であり、代理店間の競争があると見込んでいたが、結果的に応札したのは1者だったことが不落随契に至った理由と考える。同等品での応札を検討しているという事業者もあったが、解像度の条件を満たしておらず、入札に参加できなかった。また、入札関係の資料を配布した各者への事後のヒアリングは行っていない。 ・リースは検討していなかったが、外注による電子化との比較をして、購入の方が経済的であると判断した。